

タウンビーバー（剪定枝破碎処理車両）派遣のルール

- タウンビーバーの派遣を希望する場合は、派遣依頼書を循環型社会推進課に提出してください。
- 原則として、地元町内会や地域のボランティアの清掃により排出された剪定枝のみ回収します。
- 公園、道路、河川等、市の管理地から排出された剪定枝のみ回収します。
- 下記排出の基準を守ってください。
- タウンビーバーが横付けして作業するスペースを確保してください。
- 複数の派遣希望があった場合、派遣日を調整させていただきます。

※ 排出基準

- 1 直径10cm未満としてください（直径10cm以上のものがある場合は別途ご相談下さい）。
- 2 土や石は破碎機が損傷する恐れがあるので、必ず取り除いてください。
- 3 根株、竹、笹、ソテツ、シュロ、つる、松など、タウンビーバーの破碎機に影響を与える可能性のあるものは処理できません。
- 4 剪定枝はできるだけ1カ所にまとめておいてください（ひもで縛る必要はありません）。

【循環型社会推進課連絡先】

電話：0829-30-9133

メール：junkansuishin@city.hatsukaichi.lg.jp